

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
2	繰越利益剰余金	2,300,000	未払配当金	1,200,000
			利益準備金	100,000
			別途積立金	1,000,000
3	社会保険料預り金	600,000	現金	1,200,000
	法定福利費	600,000		
4	租税公課	10,000	現金	30,000
	通信費	20,000		
5	減価償却費	60,000	備品	800,000
	備品減価償却累計額	320,000	現金	1,000,000
	固定資産売却損	220,000		
	備品	1,200,000		
別解	減価償却費	60,000	備品減価償却累計額	60,000
	備品減価償却累計額	380,000	備品	800,000
	固定資産売却損	220,000	現金	1,000,000
	備品	1,200,000		

・解説

1. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)

2. 利益処分に関する問題です。

繰越利益剰余金を財源として配当を行う場合には、「配当により減少する利益剰余金の額の10分の1を、資本準備金の額と利益準備金の額とを併せて、資本金の4分の1に達するまで(利益準備金を)積み立てなければならぬ」と定められているので、本問でもこの文言どおりにチェックする必要があります。

まず、問題文に「配当金：¥1,200,000」とあるので、配当により減少する利益剰余金の金額は1,200,000円で、その10分の1は120,000円ということが分かります。別途積立金の積立額1,000,000円は利益準備金要積立額の計算には関係ないので気をつけてください。

また、資本準備金と利益準備金の合計額が2,400,000円(=1,400,000円+1,000,000円)なので、資本金10,000,000円の4分の1に達するまで積み立てなければならない額は、1,000,000円÷4-2,400,000円=100,000円になります。

ここで、両者を比較すると【120,000円>100,000円】となるので、利益準備金要積立額は100,000円になります。

- ・配当の10分の1規定による利益準備金要積立額：120,000円
- ・資本金の4分の1規定による利益準備金要積立額：100,000円
- ・金額の小さい方(100,000円)を利益準備金として積み立てる

配当の10分の1規定に関しては多くの受験生が理解していると思いますが、資本金の4分の1規定と比較するのを忘れてしまう方が多いです。今回、利益準備金を120,000円としてしまった方は、典型的なひっかけポイントにひっかかってしまったことになるので、利益処分の問題は必ず資本金の4分の1規定もチェックしてください。

■類題

では仮に、資本準備金と利益準備金の合計額が2,300,000円だった場合、利益準備金要積立額はどのようになるでしょうか？これも上と同じように考えていけばいいだけなので、併せて確認しておいてください。

■解答

資本金10,000,000円の4分の1の2,500,000円から、資本準備金と利益準備金の合計金額2,300,000円を差し引くと200,000円になり、配当金1,200,000円の10分の1の120,000円よりも大きくなるので、**利益準備金要積立額は120,000円**になります。

- ・配当の10分の1規定による利益準備金要積立額：120,000円
- ・資本金の4分の1規定による利益準備金要積立額：200,000円
- ・金額の小さい方（**120,000円**）を利益準備金として積み立てる

利益処分に関する問題は、第103回の間3や第112回の間5、第121回の間3、第129回の間2、第135回の間5、第143回の間4でも出題されているので、あわせてご確認ください。

3. 社会保険料の納付に関する問題です。

まず、問題文に「給料から控除した社会保険料の従業員負担分 ¥ 600,000」とあるので、従業員に給料を支払った際に、従業員が負担すべき社会保険料600,000円を預かっていたことが分かります。

☆参考・従業員に給料を支払ったときの仕訳

(借) 給料 ***** / (貸) 社会保険料預り金 600,000
(貸) 現金 など *****

上記の仕訳を踏まえたうえで、今回問われている【社会保険料を納付したときの仕訳】を考えていきます。従業員から預かっていた600,000円分については、社会保険料預り金勘定を減額させるとともに、会社が負担すべき社会保険料600,000円については、法定福利費勘定を使って費用処理します。

ちなみに法定福利費とは、福利厚生の一環として社員が納付すべき社会保険料のうち、会社負担分をいいます。

★解答・社会保険料を納付したときの仕訳

(借) 社会保険料預り金 600,000 / (貸) 現金 1,200,000
(借) 法定福利費 600,000

社会保険料の納付に関する問題は、第107回の間3や第115回の間4、第135回の間2でも出題されているので、あわせてご確認ください。

4. 租税公課と通信費に関する問題です。

この問題は、単に【収入印紙→租税公課、郵便切手→通信費】という処理方法を知っているかどうかを問うだけの簡単な問題なので、必ず出来るようにしておいてください。

■仮に、決算期末において未使用分があった場合

決算期末において未使用分があった場合は、貯蔵品勘定に振り替えます。次に租税公課と通信費に関する問題が出題された場合、こちらの仕訳が問われる可能性も十分考えられますので、あわせて押さえておきましょう。

☆参考・貯蔵品に振り替える仕訳

(借) 貯 蔵 品 ***** / (貸) 租 税 公 課 *****
(貸) 通 信 費 *****

5. 固定資産の買換えに関する問題です。

買替えの問題は処理が煩雑になることが多く、苦手意識を持っている受験生が多いですが、ひとつひとつ丁寧に考えていけばそんなに難しい問題ではありません。

■当期の減価償却費に関する仕訳

それでは早速、問題を解いていきましょう。本問はまず当期の減価償却費を算定しますが、問題文に「期首から半年が経過した時点で～」とあるので、半年分（6か月分）の減価償却費を計上するだけです。

$$(800,000 \text{ 円} - 320,000 \text{ 円}) \times 0.25 = 120,000 \text{ 円}$$

$$120,000 \text{ 円} \times 6 \text{ か月} \div 12 \text{ か月} = 60,000 \text{ 円}$$

なお、本問は記帳方法（直接法 or 間接法）に関する指示がありませんが、問題文の「期首減価償却累計額 ¥ 320,000 の備品を～」から、「減価償却累計額勘定を使っている→間接法で処理している」と判断します。

★解答① 当期の減価償却費に関する仕訳

(借) 減価償却費 60,000 / (貸) 備品減価償却累計額 60,000

■旧備品の売却に関する仕訳

次に、旧備品の売却損益を算定するために買換時の旧備品の帳簿価額を算定しますが、取得原価 800,000 円から「期首減価償却累計額 320,000 円」と、上で求めた「当期の減価償却費 60,000 円」を差し引くだけなので特に問題ないと思います。

買換時の備品の帳簿価額が判明したら、下取価額 200,000 円との差額 220,000 円を固定資産売却損として処理します。

- ・買替時の帳簿価額 = 800,000 円 - 320,000 円 - 60,000 円 = 420,000 円
- ・下取り価額 = 200,000 円
- ・差額 = 220,000 円（帳簿価額 > 下取価額…売却損）

★解答② 旧備品の売却に関する仕訳

(借) 備品減価償却累計額 380,000 / (貸) 備品 800,000

(借) 現 金 200,000

(借) 固定資産売却損 220,000

■新備品の購入に関する仕訳

最後に、新備品を購入に関する仕訳を切ります。

★解答③ 新備品の購入に関する仕訳

(借) 備品 1,200,000 / (貸) 現金 1,200,000

以上、①②③の仕訳をまとめると解答仕訳になります。

なお、借方と貸方の備品減価償却累計額勘定は借方にまとめてもいいですし、まとめずにそのまま残しても正解ですが、②の備品と③の備品は別なもの（旧備品と新備品）なので**まとめずに借方と貸方にそのまま計上する点**に気をつけてください。

固定資産の買換えに関する問題は、第124回の問5や第134回の問1、第136回の問1でも出題されているので、あわせてご確認ください。